

平成 17 年 12 月 20 日

各 位

会社名 株式会社 トップカルチャー
代表者名 代表取締役社長 清水 秀雄
(コード番号7640・東証 第1部)
問合せ先 執行役員総務部長 保科 正人
TEL 025-232-0008
<http://www.topculture.co.jp>

ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 12 月 20 日開催の取締役会において、ストック・オプションの目的で商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定する新株予約権を無償発行することにつき、下記のとおり平成 18 年 1 月 26 日開催予定の当社第 21 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

当社及び当社関連会社の取締役及び社員に対して、業績向上へのインセンティブを高めるため、ストック・オプションの目的で、下記要領に定める 2 種の新株予約権を発行するものであります。

一方は、当社の取締役を対象に対し、各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額を 1 株当たり 1 円とするもの（以下、「新株予約権」という。）であります。現行の年功報酬的な役員退職慰労金制度を廃止し、代替として株式報酬型ストック・オプションを導入することにより、取締役報酬制度と株主価値との連動性を高め、株価上昇と業績向上へのインセンティブ強化を図ることを目的といたします。

他方は、当社及び当社関連会社の取締役及び社員に対し、各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額を新株予約権の発行時点における当社普通株式の時価を基準に決定することとして発行するもの（以下、「新株予約権」という。）であります。

2. 「新株予約権」に係る新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社取締役

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 13,000 株を上限とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が

生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併または新設合併を行う場合、その他必要が生じた場合は、未行使の新株予約権の目的たる株式の数について当社は必要と認める調整を行う。

(3) 新株予約権の総数

130 個を上限とする。

各新株予約権の目的たる株式の数は 100 株単位とする。ただし、前記(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(5) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、各新株予約権の行使により発行する株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成 18 年 1 月 27 日から平成 38 年 1 月 31 日まで

(7) 新株予約権行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日という。）」から 5 年間に限り新株予約権を行使できる。

前記 に関わらず、新株予約権者は以下の a.、b. に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

a. 平成 33 年 1 月 31 日に至るまでに新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成 33 年 2 月 1 日より新株予約権を行使できるものとする。

b. 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合には、当該承認日の翌日から 30 日間とする。

新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権者の相続人による行使は認めない。

その他細目については、本株主総会決議及び今後の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が承認された場合は、当社は、前記(7) b. に定める 30 日間経過後に行使されなかった本件新株予約権を無償で消却することができるものとする。

当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を、無償にて償却することができるものとする。ただし、この場合の消却手続きは新株予約権の行使期間終了後一括して行うことができるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要するものとする。

3. 「新株予約権」に係る新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社及び当社関係会社の取締役及び社員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 100,000 株を上限とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併または新設合併を行う場合、その他必要が生じた場合は、未行使の新株予約権の目的たる株式の数について当社は必要と認める調整を行う。

(3) 新株予約権の総数

1,000 個を上限とする。

各新株予約権の目的たる株式の数は 100 株単位とする。ただし、前記(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(5) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行する株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、発行日の終値を下回らないものとする。（当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）

なお、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合（新株予約権の行使による新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行後、当社が株式分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、当社が他社と吸収合併または新設合併を行う場合、その他必要が生じた場合は、行使価額について当社は必要と認める調整を行う。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

(7) 新株予約権行使の条件

対象者として新株予約権を付与された者は、新株予約権行使時においても、当社または当社関連会社の取締役または社員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職その他正当な理由のある場合には、この限りでない。

この他、権利行使の条件は、本株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約によるものとする。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が承認された場合は、当社は新株予約権を無償で消却することができるものとする。

新株予約権者が権利行使をする前に、前記(7) に規定する条件に該当しなくなったために新株予約権を行使できなかった場合は、当該新株予約権について無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限等

新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要するものとする。

上記以外の新株予約権の発行条件は、総会決議後の取締役会で決定する。

以 上